

青梅市制限付一般競争入札実施要領

1 趣旨

この要領は、青梅市契約事務規則（平成14年規則第22号。以下「規則」という。）第7条の規定にもとづき、参加資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象工事

制限付一般競争入札の対象となる工事は、原則として設計金額が1件5千万円以上の建設工事とし、青梅市長（以下「市長」という。）が決定する。ただし、特に市長が必要と認める場合は、この限りでない。

3 参加資格

制限付一般競争入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に該当しないと認められる者
- (2) 青梅市競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、対象工事と同種の工事種目に登録を行っている者
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建設業許可業者
- (4) 青梅市競争入札等参加有資格者指名停止基準（平成19年4月1日実施。以下「指名停止基準」という。）による指名停止が行われた者については、当該指名停止期間を経過している者
- (5) 青梅市契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年4月1日実施。以下「暴力団等排除措置要綱」という。）による青梅市の契約から排除する措置（以下「停止措置」という。）が行われた者については、当該停止措置が解除された者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める資格を有する者

4 青梅市競争入札等審査委員会の審査

市長は、第2項に規定する対象工事および前項第6号に規定する参加資格を定めるときは、青梅市競争入札等審査委員会（以下「審査委員会」

という。)の審議を経て決定するものとする。

5 入札の参加申請

制限付一般競争入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出し、第3項に規定する資格の審査を受けなくてはならない。

(1) 制限付一般競争入札参加申請書(様式第1号)。ただし、規則第2条第7号に規定する電子入札案件にあっては、当該申請書の提出に代えて、同条第6号に規定する電子調達サービスにより参加申請を行うものとする。

(2) 官公庁契約実績の請負契約書の写し

(3) その他特に必要とされるもの

6 公表の制限

制限付一般競争入札参加申請者名簿は、公表しない。

7 資格審査結果の通知

市長は、第5項に規定する審査の結果について、申請者に対して通知するものとする。この場合において、電子入札案件にあっては、電子調達サービスにより通知するものとする。

8 制限付一般競争入札の実施

市長は、前項の通知により、参加資格を有する者と認めた者(以下「入札参加資格者」という。)により制限付一般競争入札を行うものとする。

9 不適格者への説明

市長は、第7項の通知により、参加資格を有しない者と認めた者から、その理由を求められたときは説明を行うものとする。

10 入札の公告

入札の公告については、規則第8条および第9条の規定によるものとする。

11 設計図書等の閲覧等

対象工事の設計図書等は、公告の日から定められた日まで閲覧に供することができ、期間を定めて貸与することができる。

12 入札保証金

入札保証金については、規則第10条の規定によるものとする。

13 参加資格の喪失

市長は、第7項の規定による通知をした後において、入札参加資格者

が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該入札参加資格者を制限付一般競争入札に参加させることができないものとする。

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当するに至ったとき。
- (2) 第5項の規定により提出のあった書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (3) 指名停止基準による指名停止を受けたとき。
- (4) 暴力団等排除措置要綱による停止措置を受けたとき。

14 参加資格喪失の通知

市長は、前項の規定により入札参加資格者が制限付一般競争入札の参加資格を失ったときは、その旨を通知するものとする。

15 入札回数

入札執行の回数は、最初の入札および再度の入札を合わせ3回を限度とする。

16 入札の中止

市長は、制限付一般競争入札参加資格審査の受付終了後、入札参加資格者が1者以下の場合には当該入札を中止することができる。

17 入札中止の通知

市長は、前項の規定により入札を中止した場合は、入札参加資格者へその旨を通知しなければならない。

18 その他必要な事項

この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

19 実施期日

この要領は、平成7年1月1日から実施する。

20 経過措置

- (1) この要領の一部改正は、平成14年4月1日から実施する。
- (2) この要領の一部改正は、平成17年8月1日から実施する。
- (3) この要領の一部改正は、平成18年1月4日から実施する。
- (4) この要領の一部改正は、平成19年4月1日から実施する。
- (5) この要領の一部改正は、平成19年8月1日から実施する。
- (6) この要領の一部改正は、平成24年4月1日から実施する。
- (7) この要領の一部改正は、平成29年7月1日から実施する。
- (8) この要領の一部改正は、令和2年4月1日から実施する。

様式（省略）